

【別紙】

A
生活保護世帯の方

マイナンバーカードの原寸大写し、または通知カードの原寸大写し、またはマイナンバー記載の住民票の写しのいずれかを合わせて提出されますと、2年生は3年7月の就学支援金申請の必要はなくなります。(ただし、奨学のための給付金申請は必要で

B
親権者の府民税と市町村民税の所得割額の合算が0円の方

提出書類は2種類です。 { 高等学校等就学支援金申請書
奨学のための給付金申請

必要事項を記入して、下記の証明書を提出してください。

証明書等の種類は生活保護適用証明書の原本です。その際、証明書の取得日が令和元年7月1日以降であるものを提出してください。扶助の種類に「生業扶助」が含まれていることと、適用期間に令和元年7月1日が含まれていることを確認してください。

提出書類は2種類ですが、生活保護適用証明書の原本は1通でかまいません。奨学のための給付金の振込口座の写しもお忘れなくお願いします。

提出書類は2種類です。 { 高等学校等就学支援金申請書
奨学のための給付金申請

必要事項を記入して、下記の証明書等を1種類添付して提出してください。(親権者が2名の場合は2名分必要です)

証明書等の種類は①～③のいずれか1種類 { ①令和元年度の課税証明書(H30年中の所得証明書)の原本
②令和元年度特別徴収税額決定通知書の原寸大の写し
③令和元年度納税通知書の全ページの原寸大の写し
(市町村によって書式・枚数は異なります)

写しは拡大・縮小したものは不可。必ず原寸大でコピーをしてください。いずれの場合も*表記のあるものは不可。証明書の参考資料をご覧ください。

提出書類は2種類ですが、証明書等の提出は1人につき1通でかまいません。保険証の写しと、振込口座の写しもお忘れなくお願いします。